

報告第8号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和4年7月7日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 364,772 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和4年5月16日午後3時20分頃、久喜市北青柳地内の相手方駐車場内において、職員が公用車を後退させたところ、車両の前方部分が同地内に駐車していた乗用車と接触し破損させた。

令和4年6月27日

久喜市長 梅 田 修 一